## 「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成26年1月27日午後1時30分から午後3時30分場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

## 参加者等

司会者 後 藤 眞理子 (千葉地方裁判所刑事第1部判事)

裁判官 馬 渡 香津子 (千葉地方裁判所刑事第1部判事)

裁判官 瓜 生 容 (千葉地方裁判所刑事第1部判事補)

検察官 山 本 修 (千葉地方検察庁検事)

検察官 田 辺 昌 紀 (千葉地方検察庁検事)

弁護士 仲戸川 隆 人 (千葉県弁護士会所属)

弁護士 牧 野 宏 信 (千葉県弁護士会所属)

1番 裁判員経験者 男

2番 裁判員経験者 女

3番 裁判員経験者 女

4番 裁判員経験者 男

5番 裁判員経験者 男

6番 補充裁判員経験者 男

7番 補充裁判員経験者 女

8番 補充裁判員経験者 男

## 議事概要

別紙1のとおり

(別紙1)

【司会者】 それでは、これから「裁判員経験者の意見交換会」を始めさせていただきたいと思います。

本日は,経験者の方たち,本当にお忙しい中お集まりいただきまして,ありがと うございます。

進行を刑事1部で裁判長を務めております後藤のほうで担当させていただきたい と思いますので、よろしくお願いいたします。

今日の会の趣旨ですけれども、裁判員制度が平成21年の5月からスタートして、もうすぐ5年になろうとしているというところでございます。裁判員制度があるということ自体、知名度はそれなりに高まってきているかなと思うのですが、実務を担当する実務家の側では、これまで法律家でない裁判員の方を迎え入れて、どうやって審理をするのかといったあたりでいろいろと試行錯誤をしてきた日々であったのですけれども、まだまだ解決すべき課題というのが残されているのではないかと思っております。

そんな意味で、皆様方の、御経験者の方の素直な御意見、率直な御意見を伺わせていただいて、今後の進行に役に立てられればというふうに思って、こういう会を開かせていただいております。

したがいまして、本日、できるだけ素直な、率直な御意見を伺わせていただいて、 私どもの参考とさせていただければと思っておりますので、活発な御議論のほど、 よろしくお願したいと思います。

前置きはその程度にさせていただきまして、今日の参加者の御紹介をさせていただきたいと思います。

最初に、実務家の側から自己紹介をしていただこうかと思っております。 それでは、検察官のほうからどうぞ。

【山本検察官】 千葉地方検察庁の検事の山本と申します。よろしくお願いいた します。 簡単に自己紹介させていただきますと、私、現在、検察官になって13年たちまして、今14年目というところになっております。

ただ、裁判員裁判の法律が施行されたときに他省庁に出向していたもので、裁判員裁判の経験というのは少なくて、今年度、昨年の4月から千葉に来て裁判員裁判をやるようになったということで、これまで十数件やっておりますけれども、千葉でしか経験がないということで、若干事件の内容が偏っていまして、大体半分が薬物の密輸事件、残りが一般的な殺人とかそういう普通の事件という形になっております。

検察庁では、この裁判員裁判が始まりましてから、分かりやすい審理それから証拠調べ、証人尋問、そして分かりやすい説明ということをいろいろと工夫してやっております。本日は、裁判員を経験された皆様方からの意見交換会ということで、いろいろな意見を聞けるというふうに楽しみにしております。このお伺いした話を今後の立証に踏まえていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【司会者】 では、田辺検察官お願いします。

【田辺検察官】 千葉地方検察庁検事の田辺と申します。

私は、検事になりまして今ちょうど10年目です。一昨年の4月に千葉に来まして、そこで主に裁判員裁判を担当させていただくことになりまして、それ以前にやったのも含めまして、およそ20件弱ぐらいを経験しております。

これまでの経験の中で、もちろん分かりやすい立証ということはもちろんなのですが、やはり証人尋問にせよ証拠調べにせよ、長い時間になるという中で、裁判員の方々が興味を切らさずに最後まで聞いていただけるにはどういう形でやっていけばいいのかということを自分なりに試行錯誤しながらやってきました。

そういったところについても、皆様の御意見をいただければなと思っております。 今日は、よろしくお願いいたします。

【司会者】 では、仲戸川弁護士どうぞ。

【仲戸川弁護士】 弁護士の仲戸川と申します。

年の割にバッジがぴかぴかだと思うのですけれども、弁護士まだ2年目でございまして、実はその前は、平成24年まで裁判所で裁判官をしていたのですが、裁判員制度が施行されたときは民事の裁判官をしておりましたので、実は裁判員裁判は裁判官としては全く経験しておりません。

弁護士になっても、まだ始めて間もないものですから、今、公判前整理手続を1件担当しているだけでございまして、まだ実は裁判員裁判の公判は全くやったことがございませんので、本日はいろいろ教えていただければと思っています。

私たち二人は、弁護士会の裁判員プロジェクトチームという委員会に入っておりまして、裁判員裁判をより良いものにするために、あるいは弁護人の活動をより分かりやすく活発にするために毎月のように研究会、その他の行事などをやっております。

そして、裁判員の皆様のアンケートなども従前集計させていただきましたりして、また、この意見交換会に出席させていただきまして、いろいろな御意見をお伺いして、今後それをまたほかの会員の方にもお知らせして、全体の弁護士が裁判員裁判について活発に立証ができるように、また、特に弁護人のほうにいろいろ裁判員のほうから苦情とか御注文が多いようですので、その点は是非生かしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【司会者】 では、お願いします。

【牧野弁護士】 弁護士の牧野と申します。本日はよろしくお願いいたします。 まずは、裁判員の皆様、本日はお忙しい中集まっていただきまして、ありがとう ございます。

弁護士会としても、様々な裁判員を、先ほど仲戸川先生もおっしゃっていましたけれども、裁判員裁判を良くしようということでいろいろな検証をやっているのですが、なかなか裁判員の方から直接お話を伺う機会がないものですから、これを良い機会としまして、より裁判員裁判を良くしようというつもりでやってまいりまし

たので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうは、実は、今回議題に上がっております事件の中の8番の弁護人を実際にやっておったのですけれども、事件自体はもう終わっておりますので、本日は裁判員の皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】 よろしくお願いいたします。

それでは、裁判官。馬渡さんからお願いいたします。

【馬渡裁判官】 裁判官をしております馬渡と申します。よろしくお願いします。 余談なのですけれども、先日ちょっと美容室で髪の毛を切っていましたら、隣の 男性客が裁判員に選ばれたんだよねというような雑談をしているのをちょっと耳に 聞こえてきまして、全く違う町の街中だったのですけれども、そういう街中で裁判 員ということが語られるようになったんだなと、ちょっと感慨深いものがありまし た。

そういう形で、大分裁判員というものが長年、もう5年ですか、着実に進んできてはいるのですけれども、まだまだ我々としての努力が足りない部分もあるのではないかと思い、充実した議論をして、そして、それに必要な証拠であるとか主張がきちんと素材として提供されているのかどうか、そういうところについていろいる忌憚のない御意見をいただければと思っております。よろしくお願いします。

【瓜生裁判官】 刑事1部の裁判官をしております瓜生といいます。よろしくお願いします。

裁判官になって丸2年たったという,まだ駆け出しという感じでございます。2 年間裁判員裁判を中心に何件かやらせていただいています。いろいろな裁判員の方と一緒に裁判を見て評議をして,判決を書くという作業を繰り返してきました。

その中で、事件を通していろいろな感想を聞くことはあるのですけれども、また 少し時間がたってからの皆様方の意見というのはすごく貴重だと思っていますので、 今日は、いろいろな御意見をお伺いして、より分かりやすくてより良い裁判を目指 せるように頑張っていきたいと思っております。本日はよろしくお願いします。

【司会者】 私も自己紹介を余りしていなかったのでさせていただきますが、裁判官になって30年たっております。

裁判員制度は、スタート時点から携わっておりましたので、前任庁、そして千葉で恐らく50回以上やっているのではないかなと思っております。今回、6番の方が私のときに御参加いただいたようで、とても楽しみにしております。

そして、いつも思うのですけれども、裁判員の方たちが、とても熱心に誠実に取り組んでくださっているということにとても深く感銘を受けております。どうか、今日はよろしくお願いいたします。

それでは、裁判員の経験者の方々からも自己紹介をお願いしたいと思うのですが、 皆様方が担当された事件は、私のほうから簡単に御紹介させていただきたいと思い ます。裁判員経験者の方には、お務めをいただいた感想などに簡単に触れながらそ れぞれの自己紹介をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

まず、1番の方でございますけれども、事件としては、被告人が夜間、好みの女性を襲って強姦したりわいせつな行為に及んだという三つの事件で起訴された事案です。

そのうちの一つの事件で、被告人が無理やり女性を連行したのか、殴ってけがを 負わせたのかというようなところが争われて、女性の方の証言が信用できるかとい うようなところが問題になった事件だと聞いております。最終的には、被告人は全 ての事件で有罪という判決になったと聞いております。

1番の方、お願いいたします。

【1番】 私が担当した裁判なのですけれども、まず、この裁判所ですか、法廷ですか、今までテレビとかドラマだけでしか見ていなかったので実際経験しまして、ああこういうものだなと、やはり実際に見るとこうなんだなと思いました。

裁判の内容についてなのですけれども、やはり被害者の方が別室で映っていまして、泣きながら話していまして、大変だなと、できれば声だけでも良かったのでは

ないかなと思いました。

あと、裁判の流れなのですけれども、法廷と控室の間が、行き来がちょっと**多**すぎたので、もう少し少なくできないのかなという思いがしました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、2番の方の事案の御紹介をさせていただきます。放火などの3件の事件です。民家2軒を放火して、そのうちの1軒ではその家にいた1名の方が焼死されたというような事案と、あとは森林に火をつけたというような放火の事件でございます。被告人は事実を認めていたということのようですけれども、動機について余り明確に語っていないような状況で、被告に対する量刑をどうするかというあたりを考えられたというような事件と伺っております。

では、2番の方どうぞ。

【2番】 裁判員と聞くと、まだ周りにやった方が一人しか私の場合はいなくて、選ばれるかもというお手紙が来たということを言ったら、かなりみんなに敬遠された感じだったのですね。裁判の内容とかを全く周りには話をしてはいけないというのが結構皆さんの思っていることみたいで、話をしてもいいこととか、相談してもいいことがあるということなんかを御存じの方が少ないなというのをとても感じました。

裁判官の方々とお話しした感じは、とても中立なのだなというのをすごく強く感じて、やはりいろいろな意見が出ると、どうしても、私とかの意見でも偏った意見になってしまったりした場合、それをきちっと戻していただくような、とても穏やかな進行の仕方で分かりやすかったと思います。

自分がこういう経験をさせていただいたので、なるべく今までの皆さんの認識が違うところを、お話が出たときにはなるべく話をしていかなくてはいけないなと思って、最近はお友達とかにも話せる範囲で伝えていっている状況です。

【司会者】 ありがとうございました。

それでは、3番の方の事件の概要を私のほうから説明させていただきます。

3番の方も放火ということで、現に人が住んでいる家への放火ということで、お 隣のお家を放火して全焼させたというものです。

被告人は犯行を認めておりまして、量刑が争点となったようですけれども、量刑 上の主張として、被告人の知的レベルに若干の問題があることが犯行に影響を与え ているという主張を弁護人のほうでされていて、お医者さんの証人尋問などが行わ れたということです。

それでは、感想をお願いいたします。

【3番】 まず、裁判員をやらせていただいて、やはり今まで関心がほとんどなかった裁判のこととかそういう事柄をやった後では、新聞やテレビなど、どうしてもとても強く関心を持つようになりまして、いろいろな事柄をチェックしたりとか見たりするようになりました。そこが自分の中の一番大きな変化でして、絶対にやらなければこういう気持ちにはならなかっただろうなと思われることです。

ただ、2番の方がおっしゃったのと同じで、裁判員になったということを話さなければならない場面、仕事上のお休みをもらうとか、そういう場面で周りの方に言ったところ、やはり反応が、本当に当たるんだとか、なった人初めて見たとかそういう反応で、みんなできれば避けたいというような言われ方をしたというのが、自分も最初になったときに、ちょっと引いていたのですけれども、当たってしまったということに対して。でも、そうではなくて、皆さんがもっと関心を持って、自分に近いものというふうに思ってくれるといいなと、時間がたつとともに思いまして、今日も参加させていただくことが自分の中で良いのかなと思って来ました。

事件については今、御説明あったとおりなので、私は素人なので一番やはり関心が行ってしまったのが、その被告の方が知的レベルに若干の問題があるという点について、必要以上にそこにどうしても気持ちが行ってしまったことが、考える上では意見を言ったときにこんなこと言っていいのかな、やはりこれは素人考えだからいけないのかなとか、そういうところを自分の中で揺れながら意見を言わせていた

だいたのですけれども、裁判長の方とかもとても分かりやすく意見を引き出してくださるような感じで、とても周りもみんなの意見が言いやすいような雰囲気を作ってくださったのが一番感謝している面です。

【司会者】 ありがとうございました。

それでは、4番の方の事案を御説明させていただきます。

4番の方は、いわゆる覚せい剤の密輸ということで、日本人である被告人が、カナダから覚せい剤約6、400グラム、これをスーツケースに隠して持ち込んだということで起訴された事案です。

被告人は、中身が覚せい剤だと知らなかったという主張をしていて、無罪を主張しておりました。けれども、税関職員とか共犯者とされる者などの証人尋問が行われて、結局判決では被告人は分かっていたということで有罪となったというふうに聞いております。

では, 感想をお願いいたします。

【4番】 私は、こういう制度ができて、半分冗談で家族に参加することになったら積極的に行ってみたいなというような話をしていたのですが、それが現実になって、国民としては税金を使うわけですから、行って勉強してこようと思って来ました。

今日のことについては、ちゃんとここにレジュメを起こしてくるようにというレター (話題事項 (別紙2)) が来まして、一応自分でレジュメを作ってきたので、これを一番上の感想というところだと思うのですけれども、皆さん先ほどから聞いているとそれぞれ2番目のレジュメに対するようなところのお話もありましたが、それはそれでまた意見をしたいと思います。

ということで、私としては貴重な体験をさせていただいて、ありがとうございましたということで、私は年齢的にもうリタイアの年齢ですけれども、こういう年齢でこういう経験をさせていただいたとしても、この先の人生、生かせるチャンスが、生かせることがたくさんあったと思います。

トータルで1週間ぐらいでしたけれども、裁判というものを理解する上で非常に一庶民としては有益な勉強ができたと。勉強したというのはちょっと失礼かもしれませんが、こういうことは、私は国民が一人ずつ公平にみんなが積極的にやっていくべきだと思います。いずれは日本全体のレベルが上がっていくのではないかと思うので、これからも積極的に改善とか改良をしていただいて、良いものにして、みんなが法曹界と、それから国民が一緒になって育てていっていただきたいと思います。

それから、裁判の話になると、非常に巧妙にプロが仕組んだ犯罪で、捕まったと しても多分今回の被告がトカゲの尻尾切りになるような形で、一人だけが罪をかぶ せられるような、手が込んだ犯罪だったと思います。

証拠ということで、証拠も我々は何が証拠なのか、その証拠のどこが争点になるのかというのがやはり6人プラス3人の方、毎回審理とか評議というのですか、その部分で毎回ディスカッションがかなり難しかったと思います。しゃべってはいけないかもしれないけれども、その中で自分の答えが出せない部分がみんなたくさんありました。要するに、非常に私たちにとっては難解な、まず裁判というのは証拠によって認定するということが世の中では余り、私たちの社会常識からすると証拠ではなくてフィーリングでいくわけですね、あの人は悪いことをしたと。だろう、というので世の中は通っているものですから、ここに来たらはっきりしたものがないとだめだよというところが一番びっくりしましたが。

ということで、そのはっきりしたものが見えないものですから、見えたとしても それがどういう争点なのということで、非常に評議、審理というのが大変だったよ うに思います。そこをうまく裁判長、裁判官の方がリードしていただいて、我々以 上に大変だったのではないかなと思います。

一般的に、裁判官の方も検察官の方も、平易な言葉でパワーポイントとかビジュ アルに訴えていただいたり、レジュメをちゃんと作っていただいて、皆様の努力で 非常に我々はとっつきやすかったように思います。 だけど、ちょっと残念なのは、担当の弁護士さんの方が、何の弁護をしているのかなと、失礼ですけれども、そういうふうに6人とも感じていましたね。電車で一緒に帰りましたが、みんなで。内容は話してないけれども、もうちょっと何かしてほしいなという、それがありました。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

## 【司会者】 ありがとうございます。

フィーリングではなく証拠で認定していくことの難しさあたりのところは、また後ほどそのタイミングでお聞きできればと思いますので、ありがとうございます。

それでは、5番の方の事案のほうを御説明させていただきます。5番の方も覚せ い剤の密輸入ということですが、外国人の被告人だったと聞いております。

イギリスから覚せい剤約1,900グラムをスーツケースに隠して持ち込んだということで起訴されました。この方の場合は、税関検査の際の検査でいろいろとあったということで、違法な証拠に基づく起訴だというような法律的な主張がされ、営利性があったかどうかという点も争いになったというふうにお聞きしております。やはり、税関職員の方の証人尋問などを経て判決は有罪という形で結論が出たと

いうことのようでございますので、裁判員をお務めいただいた全体的な感想をまず 5番の方からお願いできますでしょうか。

【5番】 自分も裁判員に選ばれたいと思っていたので、是非やってみたいなと思っていたので、本当に貴重な経験をさせてもらってありがとうございましたというのが感想ですね。

あと、外国人の犯罪だったので、正直長いなと。裁判をやっている時間が。通訳が入るので、最初のうちは集中して聞けていたのですけれども、長くなるとどうしてもなかなか集中できなかったなというのもあります。

あと、裁判員のことで最初に手紙が来るじゃないですか。周りの人間でやはり手 紙が来たよという人間がいたのですけれども、どうしていいか分からないと言って いて、返送をしなかったと。何か結構戸惑いが多いのかなということもありますね。 そんな感じです。済みません。

【司会者】 ありがとうございます。

結構、皆さんやってみたいという御意見、そういうふうに思われていた方が多い ので心強く思います。

それでは、6番の方の事案を御紹介させていただきますが、強盗致傷ということで、被害者の人が銀行から大量のお金を引き出したところを知人なんかと一緒になって奪おうとしてけがを負わせたという事案です。

この被告人は犯行を認めておりまして、量刑が争点になった事案です。被害者の 方とか、被告人のお母さんの証人尋問などが行われたと思います。

では、6番の方お願いします。

【6番】 何人か続きましたけれども、私もやってみたい、一回は経験してみたいなと思っていた一人です。ですから、裁判所から連絡をいただいたときは、おっ、嬉しいという感じでしたが、その割には役に立たなくて申し訳なかったかという反省もあります。

それは前置きですけれども、評議について、家事の調停委員をやったことはありますので評議という言葉は知っていましたが、刑事事件では初めての経験で、極めて慎重だということを、慎重に進められているということを実際に目の当たりにして、変な言い方ですけれども、裁判所に対する信頼度が高まったという感じが。裁判官の方は慣れてらっしゃるので、もっと簡単にいってしまうのかなという感じがしました。見えない部分ですね。

私の場合は、先ほど司会者、後藤裁判長からちょっと紹介していただきましたけれども、後藤裁判長のもとで馬渡さんと瓜生さんと、御指導いただきながら評議に参加した。実際に参加するまでは、あんなに自由に勝手なことを、勝手なと言うと乱暴ですけれども、発言できるというふうには思っていませんでしたが、かなり自由な、もちろん節度はあるわけですけれども、許される範囲内で自由に発言させていただいたなというふうに思っています。ですから、裁判所の方々がまとめるのは

大変だったかもしれませんが、そこらの老人はそんなふうに考えているのかと思ってくれたかなと思います。

それから、やはり量刑について、5年の罪になったのですけれども、一番軽い基準からさらに少し軽くしたというあたりがあったと思うのですが、そこら辺についても過去の事例を引いて、こんな場合はこんなふうに、この場合はこのぐらいにという説明を丁寧にしてくれましたので、その説明を聞くまでは量刑というのはどうやって決めるのかなというふうに漠として思っていましたが、納得できました。

それから、余分な話のようですが、法廷の、例えば検察官と弁護士の配置というのは知っているようで知っていないみたいで、どっちがどっちかなと時々入れかえるのかなというような、テレビで見たりしていましたけれども、いつもきちんと決まっているということで、ニュースを見ても、裁判所のニュースと、こちらの弁護士さんが話しているのだということとか、そういう理解ができるようになったなというふうにも思います。

それから、控訴期限がある、ちょっと済みません、これ全部ここにメモしてあるもので。私の場合は8月の初めに裁判所に来たわけで、8月20日が控訴期限だったのですよね。それで、どうなったかは質問を受けつけるというお話をいただいたような気がして、裁判所に電話しましてあの事件どうなりましたかと、そうしたら、控訴しなかったということで確定したと。それで、何か一部ほっとした感じがしました。彼も結局は納得したのだなというふうな気持ちになりました。断片的ですが、そんなところです。

【司会者】 ありがとうございます。

では、7番の方の事件の説明をさせていただきます。

これは殺人事件ということで、事案は息子が同居の母親に対してネクタイで首を 絞めて窒息死させたものです。

やったことに争いはなかったのですけれども,精神的な病気が息子の被告人のほうにはあるということで,責任能力に問題があるという主張がされて,その点が争

いになりました。精神科のお医者さんや被告人の家族などの証人尋問も行われた。 結局は、判決では責任能力には問題がないという判断をされたというふうに聞いて おります。では、全体的な感想をお願いします。

【7番】 全体的な感想ということで、私としては、とても良い経験ができたと思っております。

法律のこととか法廷のこととか、全く本当に知りませんでしたけれども、裁判官の人たちが親切丁寧に説明していただき、また、どういった経緯で刑とかが決められるというのが素人の私たちにも分かることができて、鮮明に分かって良かったと思っています。

殺人ということで、ちょっと証拠の写真とか見たくないなと正直思ったのですけれども、絵だったので何とか見れたのですが、証拠品のネクタイとかがビニールに入って回ってきたときは、ちょっと触りたくないなと、見たくないなと思ってしまいました。とりあえず、全体的な感想ということです。

【司会者】 ありがとうございます。

そのあたりのところは、また時間があればお話聞かせていただきたいと思います。では、8番の方の事案は強盗致傷と傷害などということで、強盗致傷の件は、6番の事件の共犯者の事件なのですね。大金を狙って強盗致傷をしたというものです。そのほかに傷害とか無免許かつ速度超過で運転したというようなものがついていた事案です。

若干の争いがあって、被告人が現場で暴行を加えたかどうかというような点と、ほかの共犯者からおどされて関与するようになったのかというところが争いになったというふうに聞いております。被害者とか共犯者などの証人尋問それから両親の証人尋問なんかが行われたということでございます。

では,全体的な感想をお願いします。

【8番】 今ちょっと話を聞いていて、多分6番さんのというのは、と気付くぐらいの話だったのですけれども、あと、今日牧野先生、あのときは弁護側で弁護人

ということで。

全体としては、皆さんおっしゃられているとおり裁判長、裁判官の方が非常によく説明をしていただきましたので、何かこちらに通っているときに困ったりとかそういったことはありませんでした。

それから、2番さんとか3番さんがおっしゃったように、職場でやはり選ばれた 選ばれないということはあったのですが、私はどちらかというと職場をまとめる立 場にありますので、今日もそうですけれども、やはりある程度全部経験しておくと いうことで、職場では二人目だったのですが、経験して逆に今度若手が続いてきた ときに、会社としてきちんと対応できるという意味を含めて、今日は参加させてい ただこうと思いました。

実際の裁判なのですが、従属であるか否かとかですね、それは細かいことがあったのですけれども、最終的には皆、本当に真摯に評議をされていたと思いますし、 きちんと判決にも反映させたのではないかなと思います。

1点残念だったのは、検察側それから弁護側の証人がお一方ずつ来れなかったというようなことがありまして、それもかなりキーマンとなる人が証人として急遽来れなくなったというのが審理のときにありまして、これはある程度仕方ないかなというふうに思いますけれども、やはり直前である程度、裁判所と討議をされて決められたことだと思いますので、来て証言をしていただきたかったなというふうに思います。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

今お話をお伺いしますと、従前は裁判員に選ばれたのは職場で一人目だというお話が多かったのですけれども、二人目にどんどん広がっているなというのが感想でございます。また、そのあたりのところをどうしたらいいか、何か提案があれば最後にお話いただければと思います。

今日, 中心になって話をしていただきたいのは話題事項の2のところで, 審理,

評議についてというふうに書かせていただいた点です。有罪か無罪かを考えたり量 刑を考える際に、検察官、弁護人の活動の中のどこが参考になって分かりやすかっ たのか、分かりにくかったのかというような点、そのあたりのところを是非お話を 聞かせていただければと思っております。

例えばということで、最初の項目でアから才まで書かせていただいているのですが、これに特にこだわらなくても結構ですので、ここが、この活動がすごく印象に残っていて役に立って結論が出せたとか、そんな感想でも結構です。どなたからでもよろしいので、いかがでしょうか。御発言ございませんでしょうか。

【4番】 先ほど、弁護士さんが少しプアだったみたいな話をして失礼だったのですけれども、それはどうしてそういうことが言葉になったかというと、検察官の冒頭陳述にしろ、最後、論告ですか、にしろ、レジュメと、それは同じようにあったのですけれども、パワーポイントにうまくまとまっていて、視覚に、ビジュアルに訴えて我々にアピール、アピールじゃなくて事実かもしれませんが、そういうふうにされたという。片っぽがないと、やはり文章だけだとかなり我々は、もともと素人ですから訴えるものがちょっとウイークに感じると思いますけれどもね。そういう意味です。両方とも同じようにビジュアルにパワーポイントをフルに、はやりですから使っていただけたら素人にとって非常に理解もしやすいしありがたいと思います。

【司会者】 4番の方は争いがある事件だったわけですけれども,最初の冒頭陳述とか論告というような書面などで配られているものが,検察官のは分かりやすかったけれども,弁護人のほうのは配られたけれども分かりにくかったと,こういうことなのですか。

【4番】 内容が最初から終わりまで同じような内容が書いてあったと思うのですよ。文章だけで。検察官のほうはちゃんとまとまりが、強弱がついていたのです。文章に。色も。例えば四角に囲んであって矢印でこっちに行くとか、それとパワーポイントというか証拠を、我々の手元にモニターがあるのですが、そこに出てくる

のですけれども、弁護士さんのは最初から最後まで何かA3の紙1枚にだーと書き 込んだ紙だけで、もともとそういうものを読みたくもないですから、かえってこう やって見ていてビジュアルに訴えているようなアピールをされたほうが我々にとっ ては理解しやすいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

そういった渡された紙とかが文章だけで非常に分かりにくかったというような同じような経験の方はいらっしゃいますか。でも、自分のところは違ったというような感想もあるかと思いますけれども。

2番の方、どうぞ。

【2番】 私のときは、どちらかと言うと検察官の方のほうが色、カラフルな感じだった気がするのですね。検察官の方は、すごくゆっくり説明してくださったのが私は印象的で、素人なのでついていくのが、目で字を追っていても内容を把握しながら説明してもらっているのと、ただ文章をさーっと読まれるのとだと入ってくるのが、多分裁判官さんとか弁護士さんとかだときっと早く入るのでしょうが、私なんかはなかなか頭に入ってこないので、ゆっくり説明していただいて、4番さんが言うように、やはり色とか図とかでやっていただくと入ってきやすいなというのは感じました。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかにも同じような御経験とかございますか。どなたでも結構なのですが。

【4番】 今ゆっくりというのがありましたけれども、私のところも皆さん検察官のお話をゆっくりやったというのが評議の場で出ていました。

【司会者】 ゆっくりというのは、それは肯定的な印象ということでよろしいのですね。

【4番】 そうです。ゆっくりで良かったと。よく理解できる。内容を分かるようにゆっくり話していただいたというお話がありました。

【司会者】 今回の参加された方たちは、8人とも別々の裁判官のチームのとこ

ろの担当でらっしゃるのですね。今,千葉には10個ほどチームがあるのですけれども,そのうち八つのチームの方たちのところで,検察官も恐らくばらばらの方が立ち会っているのではないかなと思います。今回,裁判が終わった後にお書きいただいたアンケートを事前に,私のほう拝見させていただいております。匿名なので皆様方のがどのアンケートかは分からないのですけれども,その中で,裁判員の方から早いとか聞こえないとか,そういうような感想があったのがすごく印象的です。それが分かりづらいというのにつながっているのかなと思うとともに,逆に,多分4番さんの事件だと思うのですけれども,平易な言葉や表現ですごく良かったというような感想も書かれていたりしていて,そういうようなところを今2番さんや4番さんがお話しくださったと思うのです。ほかの方も感じられたりしているのでしょうか。

恐らく、同じことをしゃべっても早くしゃべるかゆっくりなのかで全然皆様のと ころに届く量が違うのではないかというふうに思うのですが、例えば5番さんなど は、検察官や弁護人の話ぶりというのは、早いとか遅いとか感想ございましたか。

【5番】 そうですね。どちらかというとゆっくりだったと思うのですが、検察官の方は気を使ってくださって分かりやすく言ってくれたのですけれども、弁護士さんのほうは、どちらかというと、こちらに分かりやすくというか、ただ、読んでいるみたいな、弁護しているみたいな、そんな感じで捉えたのです。裁判官も分かりやすく言ってくださったので、その点は良かったです。本当に弁護士さんのほうが、難しいというかなかなか聞き入れられなかったのですね。

【司会者】 棒読みみたいな形で言われていたのですか。

【5番】 棒読みではないのですけれども、難しい言葉をやはり使うじゃないで すか。検察官の方のほうが分かりやすく崩して言ってくれていたなと思って。

【司会者】 その辺でやはり理解の程度に差が生じてしまいかねないということ なのですか。

【5番】 かもしれないですよね。

【6番】 ちょっといいですか。

今5番の、お隣さんと同じように感じたのですね。お話を伺いながら、ああ、そ うだなという感じでした。

それと、一部逆になるかもしれませんが、裁判員を入れたがために裁判所の方々も弁護士さんも平易な言葉を使おうというふうに努めてらっしゃるところがないかと。それによって、乱暴な言い方だけれども不正確にならないかという心配があるのですけれども。具体的に言えと言われると困りますが、漠然とそんな感じがします。

【司会者】 なるほど。易しい言葉に置きかえすぎて不正確になっているのではないかということまで心配。

【6番】 なるといけないなというふうに思いますけれどもね。

【司会者】 実際の事件の中で、そういう御心配みたいなのはありましたか。

【6番】 それは漠としていますけれども、具体的に関係した事件での話ではなくて。

【司会者】 抽象的にそんなことが御心配になるということですね。

【6番】 大丈夫かなって。

【司会者】 分かりました。

判断をいただく前提として、きちんと検察官の言いたいこと、弁護人の言いたいことが裁判員の方たちに届いているというのが前提になる話です。そのあたりはまだまだ、特に弁護人側かもしれませんが、改善の余地があるかなというふうには皆さん感じてらっしゃるところなのかもしれませんね。

今,届いているかどうか,話しぶりがどうかというようなことになっていましたが,さらに,被告人質問とか証人に対する質問などで感想とかはございませんか。

【4番】 我々は、犯罪の舞台が覚せい剤の輸入ですから、成田空港から東京までが舞台で、千葉のこの辺が出てくるわけですね。駅前の店でどうこうしたとかと。 それで、証人尋問でしたっけ、それなりの人が出てきて、みんなで質問なんかする の嫌だよねと言って。あの人,結局私もそうですけれども,裁判官に頼みましたけれども。それなりの人が。そういうことも何か配慮していただきたいなと思いましたね。

でも、それではいけないのかもしれないけれども、はっきり言って私も千葉駅によくしょっちゅう来ますし、ああいう人とかかわりたくないと思いました。私だけではなくて、みんな同じことを言っていましたけれども。

誰も多分そのときは質問しなかったと思いますけれども。証人尋問。

【司会者】 今の,もう少し説明させていただくと,証人としておいでになった 方が千葉の付近によく出没される,それなりに犯罪組織とか力関係のあるような方 だったので,そういう方たちとのかかわり合いを持ちたくないから,裁判員からの 補充質問はせずに聞きたいことは裁判官から聞いてもらったと,こんなことでござ いますか。

【4番】 はい。その間の審理だか評議のときにみんな黙っちゃって、一見して 出てきた瞬間に、みんなうっと構えてしまいましたからね、その人が出てきたとき に。それなりの人だったでしたから。その発言に千葉駅前の店でどうのこうのとい ろいろ出てきたものですから私もそう思ったし、聞きたいことがあっても評議の場 で裁判長にお願いしますと、私たちはやりましたけれどもね。

それは、率直な我々の感想ですね。そこで勇気を出してばんばんやれとはなかな かできないですね。

【司会者】 裁判官を通して聞いてもらって、聞きたいことは結局聞けたのですか、それは。

【4番】 聞いていただきました。聞けましたけれども。

【司会者】 そうしますと、直接聞けなかったから心証がとれなかったとか、そんなことにはならないですね。

【4番】 ならないですね。でも,びっくりしました。

【司会者】 それなりの人らしいということは、予告か何かがあったのですか。

【4番】 いや、そういうニュアンスはありましたね。裁判長から。

【司会者】 でも、登場してちょっと怖いような感じだったのですか。

【4番】 見るからに。怖いというよりも、くせ者という感じだったです。

【司会者】 それはあれですか、裁判員裁判が終わられた後、そんな怖さみたいなのは残ったりはされているのですか。

【4番】 いや、残ってはいないですよ。みんなかかわりたくないから、誰も多分そのときは質問しなかったと思いますから、ただ聞いているだけで。

【司会者】 そうすると、終わった後でそれを引きずったりはされていないというふうにお伺いしてよろしいですか。

【4番】 もう全然。それは笑い話で。先ほどそういうのが出てきたのでという話でその日は済んだのですけれども。

【司会者】 証人として、いろいろな立場の方をお聞きしなければいけないことがあるので、そういう意味で一つのパターンかもしれませんね。それは大変だったかもしれませんが。

【4番】 それも本当は乗り越えなければいけないのかなというふうに思いましたね。ただ、裁判官の方々はそういうことも含めて転勤があるのでしょうけれども、我々転勤ないものですから、もしかしたら会うかもしれない、その人。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかに何か証人尋問とか被告人質問などで、感想とか印象に残っている点はございますか。

3番の方,どうぞ。

【3番】 私も、まさか自分が直接に証人の方とかに質問するなんてことは全く 始まるまで考えてもいなかったことなのですけれども、一日目の証人である精神科 の医師の方と、二日目の被告人の方へ補充尋問というものをさせていただきました。 これは、最初のときに証人の方がおっしゃっていることを聞きまして、その後ち ょっとした、控室で休憩というか評議の時間がありまして、そのときに自分の思っ た疑問を皆さんのところに話しているときにそれを口にしましたら、裁判長さんが、 それはじゃあ直接医師の方に質問してみてくださいとおっしゃってくださって、そ れで聞いてもいいのかなというふうに思いまして、聞かせていただきました。

そのことによって、聞いたことによって自分でもそのお答えの点が納得できましたし、そのつながりで二日目の被告人を、直接その方を拝見することによって、医師の答えがすっと心の中に納得できるような形で落ちてきましたので、とても意味のある質問をさせていただいて、すごく参加して良かったなという気持ちにもなりました。

あと、自分では、被告人の方に質問したときに、声が小さくて聞こえませんということで被告人の方にだめ出しをいただいて、やはり素人なのでこうはっきり言えないというのがもどかしい、言っていることが要領を得ていないのだなというのがとても恥ずかしく思ったことを思い出します。でも、そういう機会を与えていただいたことが、裁判長と裁判官の方の心遣いで今、出てきていなかったことだから自分で聞いてみたらどうですかという言葉をいただいたのが、とても印象に残りました。

【司会者】 そういうふうに御質問されて、随分理解も深まったということですね。

今回,6番さん,7番さん,8番さんは補充裁判員として関与していただいたので直接お聞きする機会はなかったかと思うのですけれども,1番さんから5番さんは,直接補充で御質問された方はどのくらいいらっしゃるのか,もし,よろしければ手を挙げていただいてよろしいですか。2番さん,3番さん,4番さんは直接御質問されたのですね。ありがとうございます。

【4番】 質問は、我々6人は公平に何回もやったと思うのですよ。同じぐらい。 ただ、私の印象は、私のいた会社の団体交渉みたいなものだと。相手があるわけで すから、ああ言ったらこう言うとか、自分である程度筋道を立てておかないと、質 問しただけで答え返ってきて終わりという、突っ込めないですね。なかなか。だか らある程度こう言ってきたらこう、こう言ってきたらこうと、最初から答えを引き 出すのではなくて、そんなことやっていいかどうか分からないのですが、いや、こ れはもう1回あったらうまくできるかなと思いましたけれども。今回は、ただ質問 してそれに対して返ってきてうんうんと言って終わりで、もう1回ぐらい返しまし たけれども。2回ぐらいでみんなが理解できるようなものが戻ってくる、素人はで きないですよね、初めてですから。

【司会者】 裁判員の方の補充質問で、すごく鋭い視点からの質問がぱっと飛び出ることがあって、私なんかもすごいなと思って感心することもあるのです。なかなか突っ込むというのは経験が少ないだけに難しい場合もあるでしょうが、法律家的な角度でない視点からの御質問もあっていいなと思ったりしています。裁判員からの質問はともかく、検察官や弁護人からの質問についてはどんな印象を持たれましたか。何か御記憶ございますか。

今回のアンケートの中で、被告人や証人に対する質問の意図が分かりにくかったと、何が聞きたいのかがよく分からなかったというような感想が幾つかの事件であったのですね。皆様方の事件がどうかというのはちょっと分かりませんが、そんなところは、何が聞きたくてこういう質問をしているのかというのは、その場できちんと理解できたかどうかという点はいかがでらっしゃいますか。

8番さん,いかがですか。

【8番】 私のは、先ほど6番さんが一応主犯という形で、その後を追っかけて 我々の裁判員裁判があって、先ほど言ったように、6番さんのほうの方が証人とし ても出廷し、我々の裁判に来られたのです。量刑を考えたときに一番分かりづらか ったのが、最後、検察官の論告があるのですが、検察官がほかの余罪と比較して、 いろいろなことをやられていたので、そういったことで厳しく見て求刑何年と言わ れていたのか、そこが非常に分かりづらくて、だから我々も厳しくするべきだとい うふうに大体評議の中でも話が進んで行くのですけれども、検察官の最後に論告が 何年ということが8年とかで出てくるのですが、この8年というのが、検察官の方 が厳しく処断したという感覚で8年とおっしゃられているのか、単純に事例、判例 をもとに8年とおっしゃられているのかというのがちょっと分からなかったので。

先ほど、検察官の方の資料は分かりやすいという話があった、我々のほうも分かりやすかったのですけれども、ただ、やはりかなり証言が二転三転したりして、どうしてもしょうがないのかなとか、かなり厳しい口調に検察官の方はだんだんなっていかれるのですけれども、そういった意味では厳しく見ているのだろうなと思いながらも、何でそうなのかというところがやはり最後、分かりづらかったなというふうには思いますけれども。

逆に、弁護側からのほうの最後の弁論についても、要はどういうところに着目して酌量してほしいのかとか、減刑してほしいのかというところを訴えかけてくれれば、我々のほうもそれを基準にちょっと考えやすいのかなというふうには思いました。

【司会者】 そうすると、論告とか弁論のところで分かりにくかったということになるのですかね。

【8番】 何で、というところが、一番聞きたかったのは、検察官の方はどういうふうに思ってその何年というのを出されたのか。

裁判長からも説明あったのですが、強盗致傷というのは6年からということなので、そこから短くするということは酌量されるというイメージがあって、6年から先になると酌量されないんだというようなイメージのことを説明受けるのです。強盗致傷で見ていて、無免許運転とかカラオケ傷害事件とかというのがくっついているのですけれども、我々からすると、そのくっついているほうのがやめてもらいたいのですよ。免許もとったことないやつが100キロ以上で走っているとか、カラオケボックスで大騒ぎして殴ったりとかものを動かしたりとかという、そういう人たちが近くにいるわけですから、こっちはかなり恐怖が強いのですけれども。確かに一番重たい罪で見るしかない、それに幾らか足すしかないということは説明受けているのです。全体的に考えれば、やはりどういうことを法規違反というか、そう

いうのを守るのが欠けているというふうに何となくみんな思っていると思うのですけれども、最後その論告のところで逆にびしっと言ってほしかったというか、やはりこうこういうことはだめなんだと思って我々はこういう何年というふうに求刑しますというふうに言ってくれると、あ、検察官の方も厳しく見られているんだなというのが納得できたのですが。結構さらさらっと何年ですというふうになったので、どう思って何年と言ったのかなというのがかなり。実際に評議していてですね。主従の関係であって我々のほうが従属側でやらなくてはいけないけれどもというのが、ちょっと最後までそういった意味では。特に、主犯の方が減刑されていたので、そういった意味ではその辺はかなり量刑のところで難しかったかなと思います。

【司会者】 そういう場合、弁護人何か御質問ありますか。今の8番さんの御意見など。

【牧野弁護士】 弁論につきましては、おっしゃるとおり、こちらもどこに最も着目すべきかということの優先順位をつけることなく、有利な事情をだーっと書いてしまった部分はあると思いますので、これは反省しなくてはいけないなというふうに弁護人としては反省しておるところでございます。

弁護人の弁護については、以上です。

【司会者】 何か御質問があれば。

【牧野弁護士】 済みません、3番の方にちょっとお伺いしたいのですけれども、 先ほど質問について裁判官のほうにお伝えして、直接聞いてくださいと言われたの で直接聞かれたとおっしゃっていましたけれども、質問は裁判官の方に逐一質問し ていいですかと確認されてから質問されているのでしょうか。

【3番】 控室に戻ったときに、みんなでその流れで今、法廷で見てきたこととかを皆さんで疑問点とか、こういうふうに言っていましたねとかという会話の流れの中で、その一つとして私もこれこれこういうふうに感じるのですけれどもみたいな話をしたところ、ではそれを直接聞いてみたらいかがですかという、別にこれを

聞いてよろしいのでしょうかとか、そうやって確認作業をしてからというのではなくて、流れの中で自然に裁判長の方が、でしたら御自分で直接にそれを聞いたらどうですかという形で質問させていただいたということです。

【牧野弁護士】 実際その場に、評議の最後ですね、出なかった質問であっても 現場で質問がありますということで質問される方とかいらっしゃいましたでしょう か。

【3番】 直接その場でですか。

【牧野弁護士】 はい。

【3番】 それは私が参加した裁判の中ではなかったと思います。

【牧野弁護士】 なかったですか。分かりました。

【3番】 はい。でも、皆さん割と質問される方は、結構半数ぐらいは質問なさっていたと思うのです。

【牧野弁護士】 分かりました。

【仲戸川弁護士】 いいですか。裁判員の皆さんの手書きのアンケートを私たちのほうでは集計しまして、弁護人が特に注意すべきところを皆さんにお伝えしているのですけれども、その中で、弁護人の声が小さいという指摘が結構多いのですね。私もこの間、耳鼻科に行きまして、ちょっと聞こえなくなったので耳鼻科に行ってどこか耳が悪いのではないかと思って行ったら、年齢相応の聞こえ方と言われて逆にショックを受けたのですけれども、裁判員の方で、聞き取りにくくて、結局声が小さくて聞き取れない、あるいは声が小さくて疲れるみたいなところはかなり指摘が多いのですけれども、今日おいでになった皆さんは実際どんな感じだったのでしょうか。

【1番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ。1番の方。

【1番】 私が担当した件では、弁護士の方がやはり声が小さかったです。盛んに、ここに、襟のところに直接マイクで話していましたので、それの調整というの

がうまくいかなかったような気がしました。それで余りよく聞き取れなかった感じでした。マイクの件について、聞こえやすいようにしたらどうかと思うのですけれども。

【4番】 我々のところでは、ちょっと抑揚がなく、ずっと、もとを正せば、もとに戻れば、この裁判員裁判というのは法律に縛られる制度、そこは裁判官の方がフォローしていただけると思って、我々は、先ほども言ったフィーリングに社会常識というのですか、市民の感覚をもって接すればいいと思うのですけれども、そういうことに対するアピールが足りないと思いました。だから、検察官のレジュメとかパワーポイントはそこを押さえているような気がしたのですけれどもね。

だから、我々の弁護士さん二人も、淡々と何かだらだらだら言っているだけで、もちろん本人も否認していますし、全面的に争うと言ったって同じことを最初から最後までだらだらだらだら言っているだけで、我々にしてみたら何を言っているのかなと、それは法律に照らすと罪にならないんだよと言っているのかもしれませんという雰囲気だったのですね、多分。そこら辺を我々というか市民にアピールできるような何か言っていた気がしますけれども。表現にしていただいて。踏み込むというか臨んでいただきたいなと思いましたけれどもね。

【仲戸川弁護士】 ちょっとよろしいですか。

実は、弁護士はほかの民事や刑事の裁判では、結局専門家の裁判官がいて、しかも書面に書いているのを読んだりとか、後でまた調書を読んでもらうということでやっている裁判がすごく多いわけですね。

検察官と裁判員裁判で違うのは、検察官は裁判員をかなり集中的にやっていらっしゃるのですけれども、弁護人はたくさんやっている人でも10件ぐらいで、少ない人は3件4件とか初めてとか、何でも組み合わせで、いろいろな形で経験した人とそうでない人を組み合わせるのですけれども、やはりそのあたりで皆さんが非常に裁判員裁判に慣れていないと、普段の裁判で裁判官相手にやるのと同じようにやっているのではないかということで、多分分かりにくくなっているのではないかと

思いまして、まだ、なお御意見があればお聞かせいただいて、皆さんにお伝えしたいなと思っていますけれども。

【司会者】 是非,今日の意見を持ち帰って,広く皆さんにお伝えいただければ と思うのですけれども。

【4番】 ちょっと僕が強く感じたのは、私たちの机の上には評議にしたって紙っぺらが二、三枚しかないのですけれども、裁判官の手元にはこんな厚いものがあるじゃないですか。だから、多分事前にいろいろなものが出されて、だけど我々は二、三枚の紙切れ以外は。2枚でしたね、2枚ぐらい。それ以外はその法廷の場で見聞きしたことしか判断する材料がないわけで、それ以外は裁判官が評議の場で法律はこうなっていますよというレジュメみたいなことをお話しいただいて。法律知らないわけだから。その軌道は外さないようにしていただけるのですけれども、そのバックグラウンドがないからどうしても公開の場で、このビジュアルなりイメージなり証人尋問で相手がしゃべることなり、弁護士さんの弁護それから検察官の陳述みたいなものから御本人の意見ですか、それにならざるを得ないから、その辺も何か考えていただけたらいいかなと思いましたけれども。時々、ちょっと見させてくださいと見せていただきますと、いろいろなものがあるわけですね。事前に証拠みたいなものが、この厚い書類の中には。

【司会者】 裁判官も証拠は法廷で裁判員の方と見るのが初めてになりますので、 そこで見たり聞いたりしたものだけで判断すると、こういうふうになっています。 主張を整理する段階の書類が幾つか厚いものがある場合もあるのですけれども、証 拠は同じなのですね。

今,事前のアンケートの中で,7番さんの事件でも,何を言いたいのか分かりませんでしたとか,速度が速いですみたいなアンケート結果が書かれているのが結構あったのですけれども,いかがですか。法廷で証人尋問とか被告人質問をお聞きになっての感想など。

【7番】 確かに検察官の方のほうがとても歯切れがよく分かりやすかったので

すね。弁護人の方も汗をかいているような感じでやっていて、すごく早口、とても 早口だったということが、それがやはり聞き取りづらかったというのですかね。入 ってこなかったというのがありました。

【司会者】 ちょっと速いなみたいな感想は、お部屋に戻って裁判官に伝えていただくとか、そういうことはなかったのですか。速ければ裁判官が法廷でもう少しゆっくり話してくださいというふうに、例えば弁護士に話したり検察官に話したりすることができるのですけれども、そういう注意みたいなのは法廷ではなかったのですか。

【7番】 なかったですかね。雑談の中で速いよねという感じで話していたので、 直接裁判官の人には伝わってなかったかな。

【司会者】 やはりそういうのは伝えにくい雰囲気があるのですか。

【7番】 そんなことはないと思いますけれども。

【司会者】 逆に裁判官から、速すぎて分かりにくいようだったら早目に言って くださいみたいな最初の説明みたいなのはなかったですか。

【7番】 そうですね。そういうと割と裁判官の人たちが、これはこうこうこう 言っていたよねとかそこでフォローしてくださるので、だからそれで、ああそうだったんですねみたいな。早口でしたかね。

【司会者】 この世界に前々からいる方たちは早口の方が多くて、意識してゆっくり話してくださいということをいろいろな場で検察官や弁護人にお願いはしているのですけれど。それでも速かったりすると、法廷でもう少しゆっくり話してくださいということを裁判長のほうから御注意させていただくこともあるのですが、なかなかそこまではいかなかったのかもしれませんね。速いという感想が随分出ていますけれども。

【6番】 結局、慣れではないですかね。

【司会者】 そうですね。

【6番】 慣れると。私も子どもたちの前でしゃべる商売でしたけれども、自分

が得意とするところ、慣れによって速くなるということは反省としてありますよね。 特に得意なところは速くなりますね。

【4番】 半分ちょっと冗談ですけれども、今、私たちはもうワープロの時代からものを字で書くというようなことをしないで、もう全部これに頼っていますから、今回みたいに最初から、聞きながらメモに残すという、漢字が出てこないのですね。そうなるとちょっとゆっくり話していただかないと。いろいろな駅名とかも出てきましたけれども、いつも乗っていても何だったけなんていう話も、そこで止まってしまいますから、ゆっくりという。相当、字を書きましたね今回。メモを残していないと後で評議の場でできないものですから。その辺、聞きながらメモを残すというのは、最初、要点だけでいいのかなと思って一日目に要点だけ残しておいたら、評議の場でそれって要点だけだと、ちょっと子細が記録に残っていないと難しいかなと思って次の日は全部メモを始めたら、かなり、ちょっとゆっくり話してもらわないと受け入れられないというような雰囲気でしたね。

【司会者】 多分,全部メモをとっていただくということを前提にやっていないのではないかと思うのですが,検察官,いかがですか。そういう証人尋問,裁判員の人が子細にメモをとってもらわないとできないような証人尋問は多いのですか。

【山本検察官】 検察庁の山本でございます。

基本的には、証人尋問は聞いていただいて証人の表情も含めて本当のことを言っているのかというのを見ていただいて、その場で聞いて理解できるというものを目指してやっております。

ただ、実際、裁判員の裁判に立っていると、結構熱心にメモをしてくださっている方もいて、非常に熱心に聞いていただいているなということで、それを見ると逆に当事者のほうも質問をゆっくりしたりワンテンポあけるようにして、きちんとメモをとってついてきていただけるようにというふうにしないといけないなと気がついたりすることもあるなと思っております。

【司会者】 裁判所のほうからも、証人尋問のとき結構裁判員の方たちにお願い

したり御説明したりすることもあると思うのですけれども、いかがですか。

【馬渡裁判官】 馬渡です。

基本的には、メモとかというのは、とりたい方はとっていただいてもいいのですけれども、普段とり慣れない方などはとらずにむしろ聞くことに注意して、そちらのほうに注意を向けてくださいねなんていう御説明をさせていただいています。それぞれ人によってメモをとりながら聞くほうが得意な方とか、余りそういうのをせずに聞くほうが得意な方とか、あとは御自身の御判断にお任せしているかなと思うのですが。聞いて理解できるような内容の質問とやりとりに実際なっているかどうかというところが、むしろ問題なのかなという問題意識も持ちながら進めてはいるのですけれども、その辺、何かまたお聞かせいただければと思います。

【司会者】 最後に証拠調べの内容を、全体を見渡して、例えば事実認定の話とか量刑の話を評議の席で検討されたと思うのですけれども、これが役に立ったとか、逆にここをもっと工夫しておいてくれれば良かったというところは何か端的にございますか。

5番の方とか、最後、何をよすがに判断していったのかなというのを思い浮かべていただくと、何か印象に残っている検察官の活動とか弁護人の活動とかあるのではないかと思うのですけれども、いかがですか。余り印象に残っていないですか。

【5番】 いや、残っていることは残っているのですけれども、資料はやはり一番ですよね。

【司会者】 資料といいますと、どんな資料が。

【5番】 画面で。出てくるじゃないですか。

【司会者】 証拠調べのとき見た画面。

【5番】 証拠調べというか、証拠をやはり見たときには、ああ、そうなんだ、 リアルで分かりやすかったですよ。やはり皆さん証拠を見たいと言っていたので。 あとは量刑のやつですか、グラフで今までの傾向というか、あるじゃないですか。 懲役何年とか。あれもすごく印象に残っていましたね。 【司会者】 量刑を決めるときに、量刑については法律的にはどういう考え方をするのですと、これまでの裁判例の傾向としてはこんなグラフになっています、みたいなお話がそれぞれされたのではないかと思うのですが、皆さん量刑のグラフとかごらんになった方がほとんどですかね。ごらんになっていないという方はいらっしゃいますか。いらっしゃらない。あの辺の、量刑についての考え方とかグラフとかはそれなりに役に立ちましたか。

【5番】 そうですね。実際、何年とか分からないじゃないですか。判断する上でそういう資料があったので、大体このぐらいなのかなと。逆にその反面、えっこんなので決めちゃうのというところもありましたけれども。それが感想ですね。

【6番】 僕も今のことについて、ほぼ同じ考えですけれどもね。

ただ、統計的なものに当てはめていくならば、いわば簡単だという部分がありますが、でも、ああいうものがないと素人は判断する根拠がないのですよね。ですから、よく画面で見せていただいて考える材料になったというふうに思っていますけれども。

【司会者】 考える一材料としては、すごく役に立ったというふうな感想をお持ちなのですね。

【6番】 そうですね。裁判所の方にしてみれば、分かりきったようなことで面倒なのでしょうけれども、ああいう段階は、裁判員の入った評議では大事なことかなと思いますね。

【司会者】 7番さん,同じ質問ですがいかがですか。

【7番】 私のときは殺人だったのですけれども、ちょっとびっくりしたのが、 人を殺しておいて10年以内で出てきてしまう、5年6年で早ければ出てきてしま うというのが。今までは、例えば人殺しとかをしてしまったら、20年ぐらいは絶 対牢屋にいるのだろうなとか、そういうことを思っていましたので、5年6年で出 てきてしまうというのがすごくびっくりしました。

でも、それはもうグラフになって出ているので、ずっとこういう感じでやってい

るのでしょうね、そうだったのでしょうねという感じで分かりましたけれども。

【司会者】 それまでお持ちになっていた感覚というのでしょうか、それと大分グラフが違っていて、そのとき、どういう反応をされたのかなというのがちょっと気になるところなのですけれども。

【7番】 こんな短くていいのかなと。

【司会者】 そういうことは、具体的に発言されたのですか。

【7番】 そうですね。皆さんと話し合いしていて、おまけに執行猶予がつくとかつかないとかいう話にもなりましたけれども。いろいろありますけれども。

【司会者】 具体的な意見は評議の関係もありますのでちょっと置いておくことにして。量刑についての考え方の説明が恐らく裁判官からあって,グラフをごらんになって,ちょっと自分の感覚とは違うようなグラフが出てきたのだけれども,それはそれで説明なりで,すーっと納得されたのか,最後まで全然違うなと思ったままで終わってられたのかというのはどうなのですか。

【7番】 納得はして、私はしたと思いますけれども、やはり人それぞれですから。

【司会者】 そうですか。ありがとうございます。

【6番】 そのことについて、自分がかかわったものと関係ありませんけれどもいいですか。

【司会者】 はい。

【6番】 殺人事件のほうです。人を殺してなぜ生きてられるのですか。僕はそれが素人一般の単純な疑問だと思いますよ。一人だから大丈夫,なぜ。二人なら終身になるか死刑になるかという境目だとか,それはどうしてなのですか。僕はテレビの報道を見ていて,殺人に対する量刑というのは軽いと思う。なぜだと聞かれてもよく説明はできませんけれども,人を殺しておいて何だと。その人を生かしておいて何かいいことがあるかと,それは統計とっているのですか,ちゃんと。殺人を犯して死刑にならないで社会にまた復帰してきたときに、その人が何か別の犯罪を

犯す,それを再犯というのでしょうけれども,再犯する,しないの統計というのは あるのですか。何からその,やはり一人だから生かしておこうなんていう考え方が 出てくるのですか。単純な疑問ですけれども。

【司会者】 分かりました。いろいろそういうところに関心をお持ちになって御自分の御意見があるというのは分かりましたが、6番さんは殺人の事件ではなかったのでそういう御意見は表明される機会は今回はなかったと、こういうことでよろしゅうございますかね。

【4番】 今の量刑の話ですけれども、私の麻薬事件の場合は、量刑というのは 法律のことは私たちは分からないのですけれども、量刑があるときは足かせになる かもしれないけれども、麻薬事件の場合、私たちはみんな量刑がなかったら麻薬が あんなに重い罪だなんていうのは。

【司会者】 量刑のグラフの話ですね。

【4番】 びっくりしましたけれども。初めて言われて、この事案が22万人分の麻薬だったのですよという話で。だから、ああいう説明も時と場合ですけれども、量刑の件もクローズアップして我々に情報を与えていただくというのも必要ですね。何を悪いことしたのといって、あれ持ってきただけじゃないのという話ではないんだという話を、みんながおお、と思って感心した次第です。感心というか、それぐらい重い罪だという話になっているということを初めて知りましたね。それは、私だけではなくてみんな同じことを言っていました。

【司会者】 量刑のグラフをごらんになって、すごく重いんだなという感覚をお 持ちになったのかもしれませんね。

【4番】 麻薬事件というものがね。だから、量刑があそこで説明なかったら、本人は知らないと言いながらかばんに入っていたと言っているのだから、せいぜい 1年ぐらいか低いのでもいいようなというニュアンスの人もいましたよね。実はこれはこんなものなのだという話があって初めてなるほどという。

【司会者】 その前提としては、覚せい剤というのはどんな薬物で、これが1回

使用する分がこのぐらいだから何人分の量ですというような説明も証拠の中であったということになるのですかね。

【4番】 そうですね。そういうことは具体的に説明していただいて、非常に有益だったというか、それがなければその最後の刑を量刑することはできないと思うのですね。ああいう案件を。市民感覚なんかで裁けない。裁くというのは失礼ですけれども、だめだなと思いました。

【司会者】 証拠調べなどの検察官や弁護人の活動の中で、こんなこともやって ほしかったとか、工夫してほしかった点とかいうのは何かございますか。特にはご ざいませんか。

2番の方, どうぞ。

【2番】 弁護士の方と検察官の方にやってもらいたいことではないのですが、 反省のところにも多分書いたのではないかと思うのですけれども、証拠の中に、今 回は既に亡くなっているのですが、御遺体があるかないかというのを事前に分かれ ば良かったなと思います。私のときは結局はなかったのですが、多分そういうのが 分かったほうが、やるという方もふえていくのではないかなと。

例えば絵ですよと言われれば、もう少し入りやすい気がするのです。ずっとその証拠の写真を見るまで、あるのかな、ないのかなと思いながら参加させていただいていたのですけれども、結局途中で裁判官の方に、あのとき放火だったので、お部屋が燃えてベッドが置いてあって、そこに御遺体があったのですかということで伺ったら、ないですと言われたのでちょっと気持ちが落ち着いたのですけれども、多分女性の方は特に、そういうのがあるかないかで嫌だなと思ったりするのが強くなるのではないかなと思うので、できればそういう配慮があるととてもありがたいです。

【司会者】 ありがとうございます。

裁判員としての負担とかストレスとか、そういうほうにもお話が進んできている ようですので、では、そちらのほうに話を進めさせていただきますが。 【2番】 済みません。ごめんなさい。

【司会者】 いいえ。

今のお話は、御遺体の写真を見なければいけないのかどうかというのを、早い段階で知りたかったということなのですね。それは、選任のタイミングとか選ばれたタイミングとか証拠調べが始まるタイミングとか、いろいろなタイミングが考えられると思うのですけれども、2番さんとしては、どういう時期に教えてほしかったなと思われますか。

【2番】 こちらに一番初めに来たときに、事件の内容とかが説明があったと思うのですけれども、そのときにできれば。私は皆さんと同じで、意外と多かった、是非機会があったら参加してみたかったなという意見だったので、ただ、一番気になっていたのが、やはり御遺体を見るとか刺し傷とかそういうのを見る機会があるのはかなり重荷だったのですね。なので、かなりの人数が一番初めのときに集められていて、どういう理由で私が選ばれることになったのかというのは分からないのですが、どきどきしながら、やるというふうに丸をしたのですけれども、そのときに多分嫌だというほうに丸をする方の中には、そういう機会があったら嫌だなと思われている方もいらっしゃるのかなと思って発言させていただきました。

【司会者】 ありがとうございます。

今回の事件ですと7番さんが殺人の事案だったと思うのですけれども,最初に選ばれるか選ばれないか,選任の日に,来たときには何かその辺の予告とかはありましたか。というか,何か気になっていましたか,やはり。何か怖い写真見なきゃいけないのかしらとか,そのあたりのところはいかがですか。

【7番】 その時点で、ネクタイで絞めたというのが分かったので、ネクタイだったらそんなに気持ち悪くはないかと思ってみました。これ例えばバラバラ殺人でめった切りとか、それだったらちょっと考えてしまったと思います。何となく地味な感じが。何となく。

【司会者】 そうすると、ネクタイで絞めたんだというのが分かって少しは安心

されたのですか。

【7番】 バラバラとかに比べたらまだましなのかなとは思いましたけれども、でも実際そういう証拠品とか見ると何かもう気持ち悪くて、やはり夜、目が覚めたりよみがえってきたり、あれ見ちゃったとか思ったりすることも、やはり最初のうちはありました。

【司会者】 見たくないなと思った御遺体の様子は絵でという形でしたか。

【7番】 そうですね。絵を見ました。

【司会者】 触りたくないなと思ったのがネクタイという話でしたか。

【7番】 ビニールに入れて、こう回ってきたような感じ。

【司会者】 実際に使われたネクタイ。

【7番】 そうですね。それがちぎれてあって、繰り返し絞めたか3回絞めたか みたいな、そういうのでやっていましたけれども。

【司会者】 実際の判断をする上では、そのネクタイというのは役に立ったので すか。

【7番】 立ったと思います。かなり。

【司会者】 そうすると、実物はやはりごらんにならざるを得なかったのですかね。

【7番】 そうですね。誰も目を背けていませんでしたし、私もそういう雰囲気なのでそういう態度は見せませんでしたけれども。家に帰るとやはり思い出したりはしてしまいます。

【司会者】 それは、裁判中は家に帰ると思い出したりされていたようですけれ ども、裁判が終わった後はどんな様子に。もう忘れられて平常には戻られましたか。

【7番】 戻りました。裁判中の1週間が一番,どうなんだ、どうなんだという感じで気にはなりますよね。

【司会者】 検察官もそのあたり、結構配慮して工夫されているのではないかと 思うのですが、何か御質問も含めてあれば。 【山本検察官】 検察庁としても、できるだけ必要もないものを刺激的な写真な んかを使うことはないようにするということで配慮しております。

他方、どうしても必要で見ていただかなければいけないということもありますので、そのような場合には、あらかじめこれからお示しするものはこのようなものですというふうに説明をした上で見ていただくという形をとったりということで対応しております。

7番さんが先ほどお話しされた事案は、私も公判のほう立っていたのですけれども、あれは何回首を絞めたか、何重に巻いて絞めたかということに関連して、それをそのまま切断しているので、その切断した状況を見ていただければ、何回巻きついたかというところが判断できますというところもあって、どうしてもそこは写真ではちょっと説明のしようがなかったということで、発見された状況は絵でという形ですけれども、そのものは切断されたそのものを証拠品として出したというふうな事情でした。

【司会者】 ほかの方たちで、調べられた証拠が夜お休みになって夢に出てくるとか、何かそういう御負担に感じた経験とかございますか。

今,ストレスを与えていたりして,御負担を軽減させるためにはどうしたらいいのだろうということを裁判所,検察庁,弁護士会合わせて検討しているところだというふうに思うのですけれども,何か印象とか何でも結構ですが。

【4番】 私の場合は覚せい剤だったのですけれども、覚せい剤とかばんというのはかばんに入れてきたわけで、写真だけでもいいかなという感覚もあるけれども、実際、覚せい剤そのものと運んできたかばんそのものを見せていただいたのですが、あれは本物を見せていただいても良かったなと思いましたね。写真でも十分だと思うのですよ。このかばん、この覚せい剤と。でも、その覚せい剤そのものは、そのものを見たこともなかったけれども、とても重たかったです、6.何キロと。それをふた側に入れてきたわけだから。こんなかばんは普通じゃないよなというふうに我々は、多分みんなも認識したと思うのですね。だから、あるときは実物も必要な

のかなと。夢になんか出てきませんから。きれいな結晶だったというのは、みんな 驚いていました。

【司会者】 5番さんも、実物の覚せい剤とスーツケースとかは出てきたのですか。

【5番】 そうですね。出てきました。やはりスーツケースの仕組まれ方というのを見てしまうと、ああ、これ仕事でやってるんだみたいな、本当にやっていないと言っているけれども、それは違うんじゃないみたいなそんな気持ちになりましたね。

【司会者】 実物を見ると、すごく判断しやすかったと、こういうふうにお伺い したほうが良いですか。

【5番】 そうですね。見れたので。写真よりは良いかなと思う。

【司会者】 覚せい剤だときれいな結晶という今お話がありましたので余り気持ち悪い写真はないかなとは思うのですけれども、ほかの方たちは裁判員をお務めいただいて、審理を経てストレスというようなことはお感じになったかどうか。

どうぞ, 3番の方。

【3番】 三日目ですか、大体量刑についての判断になったところで、やはり一生懸命メモとかもとって毎日毎日考えていたのですけれども、聞かれたときに答えられないぐらい、答えられませんと言ってしまったのですね。それと同時に何か思わず泣きそうになりました。

でも、私がかかわったこの事件では、被告人の方は罪を認めているし争いはないということで、そういう意味ではまだそんなに負担になるような、皆さんのお話を聞くと、ではないと思うのですけれども、そのぐらいの気持ちになったことは確かで、次の日までに自分で考えてきますということでしたのですけれども、もし、これが今、聞いたような事件とか、もっとテレビでやっているような犯人の内容の細かい作業とかを、もしも自分が目にしたりしなくてはいけないとしたら、やはりそれでは済まないぐらいのストレスになったのではないかなと、ここは正直言って思

います。

そこはもうもちろんそろっているので、素人としては、やはり証人の方の言っていること、本当に被告人の方の表情とか話しぶりとか、そういうものを見て判断するというかそういうのしかないと思うのですね。でも、それが本当はそんなのではいけないのだろうなと、目の前のあるもの事実だけを見て判断してくださいと言われて頭では分かっているのですけれども、でもやはり人間だから、自分の目で見て感じたことで判断したいという気持ちがどうしても起こってしまって、なので先ほど言った医師の方は、その犯人の方は知的レベルに若干の問題があるけれども、犯行に及ぼすような影響はないとおっしゃったのです。私はどうしても、本当のところは誰にも分からないんじゃないのという気持ちが捨てきれなくて、やはりそれが素人なのだろうなと思うところでもあって、そんなのが参加していいのかどうかというところにまた戻っちゃうのですね、気持ちの上で。

だから、裁判員制度がそういう人でも参加して、もしも何かメリットになることがあるのであれば良いのかなと思ったり、逆に一般の人が参加することによってメリットデメリット言われていますけれども、私たちがそういうふうに参加することによって裁判官の方や、この中の方たちが何か変化することってあるのでしょうか、と私は逆に質問させていただきたい気持ちにはなりました。もしも悪影響なりあるのか、それでも良いほうに行くこともあるのか、疑問に思ってもやもやしたものがちょっと残りました。

なので、今日もそういうところも、どこまで言っていいのか悪いのか分かりませんけれども、何かすっきりしないものが残ってしまって。聞いていいかどうか分からないのですけれども。

これをするために、裁判員制度の裁判をするために、今までと違って公判前整理 手続というのですか、そういうものをされると聞いたときに、そのことがどのくら い裁判官の方たちの負担になっているのか、それとも、もっと早く終わらせるため にそれは役に立つことなのか。早く終わらせることが良いことなのか、それもちょ っと私にはよく分からないのですけれども, その辺御意見というか, 伺いたいなと 思うのです。

【司会者】 なかなか難しい御質問かなというふうに思うのですけれども、どうですか。

【馬渡裁判官】 それぞれいろいろな考え方の裁判官もいるでしょうから、私の個人的な感じというところなのですけれども、やはり裁判員の方が来ていただいて一緒に議論することで、我々が当たり前だと思っていたところについてもう一度疑問を投げかけられて、もう一度そこを議論したりすることによって、やはり議論の正当性が深まっていくということは間違いないなと毎回感じているというのが一つですね。

もちろん、その過程の中にはいろいろな意見が出てきて、こちらの考えているところと全然違ったりするときに、これはこういう考え方でやっているのですよなんて御説明させていただくこともありますし、それを納得する場合もあれば、いや、でもこうでしょうというようなことのやりとりが当然あったりして、そういうことを議論することというのはものすごく意味があるかなというのはやっていて実感しています。

それが一つと、あと、期間とか、もうちょっとマクロ的に裁判員全体に裁判員制度が入って裁判が良くなったのかどうかというところも少し御心配になっていらっしゃるのかなとちょっと思ったのですけれども、それはもう間違いなく良くなっているというふうに私は実感していまして、やはり裁判員の皆さんが入ってくることで、検察官や弁護士さんの意識がすごく大きく変わって、やはり本当に大事なことに絞って大事なことを裁判しようという意識がすごく高まったのですね、実を言うと。前の、昔やっていた裁判よりも、そういう意味ではずっと中身の濃い裁判が実現できるように、公判前の整理手続というものもそのためにやっていて、それがすごく大きなてこになって、今すごく良い方向に動いているのではないかなというのは、それは間違いなく感じているところです。

簡単ですけれども, そんな感じで。

【司会者】 そういう若干御負担というか、もやもやしたものを裁判が終わって 何箇月かたった今でもずっと引きずっておられたのですか。

【3番】 そうですね。やはりそういうところがあると思うのです。なので、終わった段階では、ああ、もう絶対に裁判所に足を運ぶことなんかないだろうと思っていましたし、終わった終わったみたいな感じがあったのですけれども、やはり参加したことによって、そういう残ったもやもやというか、いろいろな疑問が湧いてきて、ずっとやはり今まで残っています。

【司会者】 今日御参加いただいて、どうですか。多少は。

【3番】 すごく心強い御返事をいただいて、ああ良くなっていけば良いなというふうに思います。

【司会者】 多分まだ完成形ではないので、発展途上の段階にあると思うのですね、この仕組み。そういう中で、日々いろいろな形で皆さんが努力しながら、良いものを作っていかなくてはいけないという気持ちだけは、恐らく裁判所も検察庁も弁護士会もあると思うので、今日お集まりいただいたところで出た意見も、そちらに向けて生かしていきたいなというふうに思っているのですけれども。ありがとうございます。

あと、お聞きしたいのは、やはり裁判員としての負担感というあたりのところで、精神的なものももちろんそうですし、お仕事とか家庭の関係とかの調整というのも結構大変な方もいらっしゃったのではないかと思うのです。8番さんは、これから会社の上のほうに立つ者として経験されたいというようなことで今日、おいでいただいたということですけれど、何か感想とかございますか。

【8番】 正直、仕事ということが、私は裁判は先ほど言いましたように、1件の強盗致傷に幾つかくっついていたので審理が長かったのですね。9月の初めから判決が十日ぐらいまでありましたので、足かけ八日間ぐらい平日が潰れるようなそういう裁判だったのですけれども、さすがに八日間となると、かなりちょっといろ

いろ会社のほうでもずっと行かないというわけにいかなくて、やはり土日とか、あと今はVPNでパソコンをつないで家でもできますので、そういった形で多少は夜とか土日を使って仕事をしないといけないという状態ではありました。ただ、ぎりぎりかなと。正直、八日間ぎりぎり何とかなるかなというふうには。今もっと長い裁判、東京なんかでもやっていますけれども、あれになると恐らく現役世代はまずもって不可能ではないかなというふうに思いましたので、限界としては、せいぜい1週間か2週間ぐらい、これぐらいで終わるようにしていただかないと、現実としてはかなり断る人が出てくるのではないかなと思います。実際、相当ぎりぎり感がありましたので。絶対土日やらないというのはちょっと良い感じなのですけれども。ただ、それでも土日ちょっと仕事しないと八日間はちょっときつかったなというふうに思いますので、若干その辺は。短くするのも事件によっては難しいとは重々分かっているのですけれども、現役の世代がやはりそれを理由に断る事態になるのは大体その辺ぐらい。丸2週間と言われると、ちょっとさすがに厳しいかなという感じは正直しました。

【司会者】 裁判員期間中も若干のお仕事をされながら何とかその八日間を乗り 切っていただいたようなのですけれども。

【8番】 家が近いので、むしろ会社行くより近いのですね。ですから、むしろ 審理中とかは体楽だなと逆に思っていたのですけれども、実際会社に出ていないと、 いろいろ書類やらメールやらというのはやはりたまっていきますので、やはり 2 週間と言われると正直ちょっとしんどいかなというふうには思いましたね。

【司会者】 審理が終わって会社に復帰された後がすごく大変だったという,こんな感じなのでしょうか。

【8番】 そうですね。それでも大分、夜やったりとかしていましたので。ですけれども、あれを、これ以上はちょっともういいかなというふうに、正直な気はしましたね。

体の、精神的な負担面とか体が辛いとかということは余りなかったのですけれど

も、だけどその出た後、頭の中にどうしても仕事、あと電話が使えないじゃないですか、審理中。携帯電話切っているので、昼も必ず1回電話入れて何か起こっていないか確認したりとか、電話切らざるを得ないのは仕方ないのですけれども、やはり気にはなりますよね。今日何が起こったのかどうかというのは気になって、大体夕方電話入れたりとか、そういうことは絶対せざるを得ない。皆さん多分そうだと思うのですけれども。私の裁判のときも皆さん結構終わった後電話すぐされている方が多かったので、やはりその辺は、仕事はしなくていいよと会社によく言われますけれども、実際にはそうはいかないので、ある程度はやはりそういう、ある程度仕事をしながら参加するしかないと思いますので、余り長いのはやはりちょっと現役世代は厳しいかなというふうに思います。

【司会者】 ありがとうございます。

1番の方とか、いかがでいらっしゃいますか。負担感のお話なのですけれども。

【1番】 一応この千葉県内でやっていますけれども、ちょっと自分、個人的ななので、今日ここまで家から2時間かかるのですよ。で、ちょっとあれかなと、距離的な。大体私のとき10時から始まっていましたので、住んでいるところの近い人が良いのかなとはちょっと思いました。

【司会者】 1番の方は、全部で六日間お越しいただいたのですよね。

【1番】 そうです。

【司会者】 体力的にも結構きつかったですか。まだ余裕が。

【1番】 まだ7月の最初で暑くなる直前だったので、それはちょっと助かりました。もう一、二週間遅かったら暑くなってきてちょっときつかったかなと思いました。

【司会者】 体力面はちょっと置いて、精神的には御負担感というのでしょうか、 そんなものはありましたか。

【1番】 精神的な、そういうのはなかったですね。

【司会者】 大丈夫でしたか。ありがとうございます。

大分時間が進んできてしまいました。最後に弁護人のほうで何か全体的な質問ご ざいますか。

【牧野弁護士】 済みません。質問なのですけれども、私どもは番号4から8番の弁護人の方に直接いろいろお話を伺ったのですが、その中で一番多かった質問が、弁護人が主張している事実の中で判決で全く触れられていない部分があると。例えば、これちょっと具体的な事件になるので、議事録カットになるかちょっと分からないのですけれども、私が担当した8番の事件ですと、お父さんお母さんの証人尋問を行ったのですが、量刑には触れられていないということでありまして、弁護人の主張した事実につきまして、皆さんそれぞれについて全て網羅的に議論をなされているのか、それとも整理した上で議論されているのか、その辺ちょっとお伺いしたいのですけれども。

【司会者】 全部議論しているかどうかというのが、果たして記憶に残っておられるかどうか。8番の方、いかがですか。

【8番】 当然,内容はともかくとして,議論はしています。今,牧野先生のほうからあった話の内容というのは当然評議の中でもきちっと議論はされていました。 その上で判断したということです。

【4番】 我々も、ちゃんとプリントをいただいていますから、それは同じですね、8番さんと。そのプリント見ながら評議の場で。

【司会者】 その上で、どういう点について判決に書き込むか、書き込まないか というのはかなり裁判官の影響が大きいかと思いますけれども。

【牧野弁護士】 私の質問は以上です。

【司会者】 では、検察官のほうで何か御質問ありますか。

【山本検察官】 ちょっと個別の事案に関係するところになってしまうのですが、 3番と7番の方は精神科医の尋問をお聞きになったかと思うのですが、精神科医の 先生の説明ですとか言葉、用語ですとか、そういったところはよく理解できました でしょうか。あるいは、こういうふうな工夫をしていただけたので非常に理解しや すかったとか、逆にこうしていただければもうちょっと分かりやすかったというよ うな点も含めて教えていただければなのですけれども。

【7番】 精神科医の説明は、はっきり言って分かりづらかったです。部屋に戻ってからも、何を言っていたのかよく分からなかったねみたいな。すぐ眠く。あそこの場面だけがすごく眠くなった時間でした。みんな言っていました。

やはり専門用語が飛び交っていたのと、どっちが本当なのだろうというのがすごく分からなくて、そこはその事件、判決にかかわったのですけれども、精神科医の意見って全部本気で信じてしまっていいのかなみたいな、先生だからそこまで裁判官たちも踏み込めないみたいな、なのでもうちょっと分かりやすく言っていただいたほうが良かったのかなと思いました。

【司会者】 3番さんもいかがですか。

【3番】 私の場合は、被告人の方が軽度ということもあって、影響ないか普通に接したら一般の方とさほど変わらないでしょうというお答えだったので、別に内容的には難しい言葉が出てきたわけでもなく、理解しやすかったです。

ただ、それに対して先生に質問された弁護人の方が、それが影響しているのだろうということを引き出されたかったのだと思いますけれども、何か先生が首をかしげて、何を聞いているのだろうという場面が二度ほど繰り返されて同じ質問をなさったのが、それのほうがちょっとよく理解できなかったですね。先生も困ってしまうような内容の質問を弁護人の方がされたという記憶があります。

【山本検察官】 どうもありがとうございます。

【司会者】 何か裁判所のほうからありますか。

【瓜生裁判官】 特に追加は。

【司会者】 いいですか。予定の時間になってしまいました。何か最後に御発言 しておきたいこととかございましたらお伺いいたしますが。

【4番】 ちょっと要望ですけれども、自分がかかわった判決がその後どうなったかというのが心配で、私だけではなくて、帰り道、余計なことはしゃべれないで

すけれども、今後も心配だよねと。それは、自分の息子と同じような年齢の被告人を私たちは対処したわけですから、その後どうなったか、自分がやったことが、判断したことが正しかったかと非常に気になると、みんな。そのことを申し上げたら、電話で聞いてくださいと言われて、電話で私も聞きましたけれども、ためらうやつで、やはりフォローとして、呼んだ以上は裁判所が、この案件は控訴ありましたとか控訴なくて判決が確定しました、一言でいいと思うのですよ。手紙をいただきたいと。

その後、欲を言えば次の上級審で、一言でいいですよね、15年の判決が確定しましたぐらいのフォローをしていただかないと、裁判官も検察官も、失礼ですけれども弁護士さんも、皆さん仕事だから、毎日の中の流れの一つだと思うのですけれども、我々にとっては一生に1回のものすごい大事件ですよ。多分この中何人か精神的にちょっと、私もちょっとなりましたけれども、それぐらいやはり、私たちは自分の息子と同じ年齢の人にかかわったわけで非常に気になるので、そこのフォローができないのかなという。ハガキ1枚はまずいから、やはり封書に入ってあの判決が確定しましたと、それでもよければ我々正しかったのだなと、それなくて、はい、忘れてください、みたいな感じなので、ここを出た瞬間に。それはないんじゃないのと、皆さん本当に悩んでいるわけですから、それはやはり国としてしないといけないですよ。

【司会者】 そのあたりが非常に微妙で、1日も早く忘れたいと思ってらっしゃるところに、手紙が来てしまって思い出しちゃったという方もあるかもしれないし、その辺の、この方は欲しいし、この方は欲しくないというあたりの見分けがなかなかつかないので。

【4番】 それに対しては、最後アンケートがあるじゃないですか。それで、ここに来るか来ないかと求められているのだから、その下に一言レ点を入れるようにすれば済むことだから、それはしないと。呼びつけます、はいさよならというのでは何をやっているかと、やはりそれはいけないと思うのですよ。世の中というのは

チェック、ドゥ、サイクルがあるじゃないですか。我々はその中に、どこか四つのサイクルの一つにはまっただけで、こんな掃き捨てられて終わりという、それじゃないですよ、やはり。それは別なところでどこかで言おうと思っているのですけれども、やはりそれは。

【司会者】 確定しましたというほうはすごく御案内がしやすいのですが、控訴されました場合に、その控訴してから控訴審がいつ判断するかというのもなかなかこちらも把握できないので、随分たってからの御案内に。控訴しましただけの御案内でもいいのかもしれませんが、その結果、どうなりましたみたいなのがすごく何年たってしまうかもしれないし、先になってしまうかもしれないとかいろいろあって、なかなか伝えにくいところがあるのですけれども、御意見としては。

【4番】 是非。というのは、6人で。3人で一緒に帰ったのですよ。高裁に行こうと3人が言われたのですよ。控訴したら。ということは、それぐらいみんなは気になっているということですよね。だから、先ほども失礼ですけれども、皆さんは職業です。私もちょっと特殊な仕事をしていたから、体験で来られた人はインパクトが大きいかもしれないけれども、私たちは別に体験で来られたって、流れの中の一つの一コマでしかなかったのですけれども、それの逆かなと思って、呼びました、はい、たまたま今日は来たけれども、来た人以外はみんなこんなこと述べることもないし。だから、それではやはり良くならないと思います。

【司会者】 貴重な御意見として伺っておきますので、何か方法があれば考えて みたいと思います。

【4番】 封書1枚でいいわけですから、電話して来いというのは役所のやり方なのですよ。失礼だけれども。だから、国民を巻き込んでいるわけだから、やはり役所も変わらないといけない。それは、厳しいかもしれないけれども、今そういう時代だから、是非、取り入れてください。

それと、弁護士さんの会長の選挙に、お題目がこの制度廃止という人が今、出て おられるけれども、それこそ言うような意味がないじゃないですか、せっかく取り 入れたのだから。いかに良くしていこうかということをやはり、なぜ議論できないのかと。ちょっと悲しいですね。そういうの。それも、何か議事録に残してください。やめるならさっとやめたほうがいいですよ。そんなこと言うのだったら。

やはり巻き込んだ以上は、諸外国に昔からあるものだから、だから日本はいつまでも後進国なのですよ。そういう意味では、もう少し、始めたことは良くしていこうじゃないかという考えをなぜできないのかと、ここが良くしていこうと思って集まっているのですから、それはやはりちゃんと上に今の議事録を見ていただくようにしていただきたいですよ。そうでないと税金の無駄遣いになると思いますよ。だから、そうだったら明日にやめてしまえば税金は。皆さん本当、大変だと思う。私のかかわった裁判官3人には頭下がります。非常に良い方で。そこまでは言うチャンスがなかったら言いませんけれども、私たちを立てていただいて、そういう努力というのはたくさん見えますから、その努力を無駄にしないようにしていただきたいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

ほか、何かございますか。何か御発言されたい方。よろしいですか。 では、3番の方。

【3番】 すごくくだらないことなのですけれども、お昼の時間に、私、裁判長さんとか裁判官の方と一緒に食べることになると想像しておりませんで、席も決まっていますよね。隣が裁判長さんの席だったので、私もう裁判長さんの隣でお弁当とかお昼食べるなんていうの喉が通らなくて、私、一日目は中でと聞いていたので、外でコンビニでパンと飲み物だけ買ってきたのですが、思わず外に逃げましたので、決して、大人気ないとかと思われたかもしれないのですが、そうではなくて、私は本当に先ほどの方じゃないですけれども、私は本当に普通のパート主婦なので、そういう方と口をきく機会もございませんし、余りの緊張でそうなってしまっただけなので、そう思われたかと思って、裁判長さんによろしくお伝えください。嫌とかではなくて、本当に喉を通らなくて緊張してしまったのです。済みません。

【司会者】 でも、そういう緊張感というのは、二日目三日目で多少は変わった のですか。

【3番】 でも、お昼は私、全部外に逃げました。済みません。

【司会者】 そうなのですか。分かりました。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

ほか,何かございますか。

【5番】 お金の話になってしまうのですが、やはり出るじゃないですか。もうちょっと何とかならないのかなと。

【司会者】 そこはなかなか、こちらとしても。

【5番】 自分、トラックやっているのですけれども、全然日当に追いつかないので。正直、皆さん生活あると思うので。

【6番】 それは高収入だから。

【5番】 いえいえ。

【司会者】 その辺は、しかるべき筋に伝えておくということで、私の範囲では どうにもできないので。

ほかに何かございますか。よろしいですかね。

それでは、ちょっと時間をオーバーしてしまいましたけれども、今日はお忙しい ところお集まりいただきまして、貴重な経験をお話しいただきましてありがとうご ざいました。

今回のお話を参考にさせていただいて、より良い裁判員制度を実現するために、 それぞれの立場で取り組んでいきたいと思っております。本当にありがとうござい ました。お疲れ様でした。

## (別紙2)

## 話題事項

- 1 裁判員を務められた感想を簡単にお聞かせください。
- 2 審理, 評議について

有罪か無罪かを考えたり, 量刑を考えたりする際に参考になったものとして, 印象に残っているのはどのような点ですか。

逆に、わかりにくいと感じたり、とまどったりした点や、工夫してほしかった 点はありますか。

例えば,以下のような点について,どのように感じられたでしょうか。

- ア 冒頭陳述 (審理の最初に検察官,弁護人が行った説明)
- イ 証拠書類の説明(写真や証拠物を含む)
- ウ 証人、被告人に対する質問
- エ 論告,弁論(審理の最後に検察官,弁護人が行った説明)
- オ 裁判官からの説明
- 3 裁判員としての負担感(仕事や家事等との調整,審理を経験してのストレスなどを含めて)について,感想をお聞かせください。